

広島県告示第三百八十九号

令和二年広島県告示第千二百二十八号で公表した広島県資源管理方針の一部を変更したの
で次のとおり公表する。

令和八年三月三十日

広島県知事 横 田 美 香

変更後	変更前
<p style="text-align: center;">広島県資源管理方針</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 1 (1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量等の情報は、<u>法第26条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項</u>の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び都道府県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第7～第8 (略)</p> <p>(別紙1-1)～(別紙1-3) (略)</p> <p>(別紙1-4) 第1 (略)</p>	<p style="text-align: center;">広島県資源管理方針</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 1 (1) (略)</p> <p>(2) 漁獲量等の情報は、<u>法第26条第1項又は第30条第1項</u>の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び都道府県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第7～第8 (略)</p> <p>(別紙1-1)～(別紙1-3) (略)</p> <p>(別紙1-4) 第1 (略)</p>

第2

1

(1) (略)

(2)漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）とする。

(別紙1-5)～(別紙1-7) (略)

(別紙2) (略)

(別紙3-1)～(別紙3-17) (略)

第2

1

(1) (略)

(2)漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。

）

(別紙1-5)～(別紙1-7) (略)

(別紙2) (略)

(別紙3-1)～(別紙3-17) (略)